

令和 7 年度

上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金

【申請要領】

申請期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～12 月 19 日（金）

※申請期間の消印有効

申請方法

窓口への提出又は郵送

【提出・お問合せ先】

上三川町役場 商工課 商工振興係

※商工課の所在は、庁舎改修工事の影響で旧中央公民館となります。

電話番号：0285-56-9150

受付時間：午前 8 時 30 分～正午

：午後 1 時 00 分～午後 5 時 15 分

（土日・祝日、年末年始を除く）

【申請書類郵送先】

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

上三川町役場 商工課 商工振興係 宛て

1 支援金の目的

「令和 7 年度上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金」は、エネルギー価格等高騰の影響を受けた町内中小企業者に対し、エネルギー経費の一部相当額を交付することにより、中小企業者の事業継続及び経営の安定化を図ることを目的とするものです。

2 交付要件

次の（１）から（４）のすべてに該当すること。

（１）町内に主たる事業所（※１）を有する中小企業者（※２）であること。ただし、みなし大企業等（※３）は除く。

※１ 法人の場合は、本店若しくは主たる事務所の所在地を上三川町内として登記している中小法人等、個人事業者の場合は、上三川町に住所を有する者

※２ 本支援金における「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 法 154）第 2 条第 1 項に該当する会社及び個人を基本とする商工業者（次の①から③に記載する取扱いとする。）

①中小企業支援法第 2 条第 1 項第 3 号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの場合は、その政令で定める資本金の額又は出資の額及び従業員の数とする。

②中小企業信用保険法の規定に該当しない業種に属する事業を行う会社及び個人は除く。

③商工会法並びに商工会及び商工会議所による小規模事業

者の支援に関する法律に規定する商工業者でないものは除く。

※ 3 本事業において「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

カ 申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

【参考】

1 「中小企業者」として、交付対象となる会社及び個人の基準（①の取扱いによる）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

2 交付対象となりうる中小企業者の例

交付対象となりうる者	交付対象とならない者
・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・土業法人 ・個人事業者（商工業者に限る）	・社会福祉法人 ・医療法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団（財団）法人 ・公益社団（財団）法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・農業法人（会社法の会社又は有限会社含む） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） ・個人農業者 ・個人開業医（歯科医含む）等

- (2) 令和 7(2025)年 3 月 31 日以前に開業し、令和 7(2025)年 4 月以降事業収入があり、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 「3 不交付要件」に該当しないこと

3 不交付要件

次の(1)から(9)に1つでも該当する場合は、支援金の交付対象外となります。

- (1) 本支援金の交付申請を既に行っている者
(1 事業者 1 回限りの交付申請とします。)
- (2) 町税を滞納している者
- (3) 暴力団、暴力団員等又は密接関係者
- (4) 風俗営業者の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確認された者を除く)
- (7) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- (8) 本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断した者

4 交付対象経費

令和 7 年 4 月から 8 月までの任意の 3 か月の**燃料油経費**（ガソリン、重油、軽油及び灯油に限る。）又は**電力経費**（特別高圧契約分を除く。）のいずれかの額が交付対象経費です。

- 任意の 3 か月は連続している必要はありません。
- 請求書や検針票等、金額を確認できる資料を用いて算定してください。

【〇月分】の考え方について

燃料油経費…購入した月を〇月分とみなします。

電力経費…請求書や検針票等において電気使用月として示されている月を〇月分とみなします。（請求月とは異なります。）
請求書等において明示されていない場合、検針日により判断します。

5 交付申請額

交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）に沿って算定してください。

$$\boxed{\text{交付申請額}} \Rightarrow \boxed{\text{対象月のエネルギー経費の合計}} \times \boxed{\text{助成率 2/10}}$$

- 交付申請額は、千円未満切捨てとします。
- 町外の事業所のエネルギー経費を交付対象額に含める場合は、「参考様式 交付申請額計算書」を用いて交付申請額を算定してください。
- **交付限度額は、30 万円です。**

6 提出書類

申請には以下の書類の提出が必要です。

- (1) 申請書類チェックリスト
- (2) 令和7年度上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (4) 燃料油経費又は電力経費のいずれかを確認できる書類の写し
対象月及び支払金額を確認できるもの
- (5) 通帳の写し
金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座
名義人が確認できるもの
振込口座は、申請法人・申請者本人の名義の口座に限ります。

【以下は町外の事業所のエネルギー経費を交付対象に含める場合のみ】

- (6) 参考様式 交付申請額計算書

- (7) 本人確認書類

- ① 中小法人等

- ・履歴事項全部証明書

- ※申請時から3か月以内に発行されたものに限りします。

- ② 個人事業者

以下のア～カのうちいずれか1つの写しを提出

ア 運転免許証（両面）

イ マイナンバーカード

ウ 写真付きの住民基本台帳カード

エ 在留カード、特別永住者証明書

(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)

オ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

(全ページ、カードの場合は両面)

カ 住民票 + パスポート又は資格確認書

(8) その他町が必要と認める書類

上記の他に書類の提出を求める場合があります

7 申請手続

(1) 申請期間

令和 7(2025)年 9 月 1 日 (水) から 12 月 19 日 (金) まで

※12 月 19 日までの消印有効

(2) 申請方法

窓口への提出又は郵送により申請してください。

【郵送先】 〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

上三川町役場 商工課 商工振興係 宛て

※郵送する場合は、簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請書類は返却しませんので、申請内容が確認できるように郵送する前にコピーをとるなどして控えをお持ちください。

(3) 申請様式等の入手方法 (場所)

①町ホームページからダウンロードする。

②上三川町役場 仮庁舎 商工課窓口で入手する。

③上三川町商工会窓口で入手する。

※②、③は紙の申請様式等を配布いたします。

なお、配布時間はいずれの窓口も

午前 8 時 3 0 分～正午、午後 1 時～午後 5 時で、

土日・祝日、年末年始を除く平日となります。

(4) 申請に関するお問合せ先

【お問合せ先】

上三川町役場 商工課 商工振興係

電話番号： **0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 5 0**

受付時間：午前 8 時 3 0 分～正午

：午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 1 5 分

(土日・祝日、年末年始を除く)

8 審査及び支援金の交付について

申請書類を受け付けた後、内容を審査し、適正と認められた場合、支援金を交付します。

- 審査の結果、支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を送付します。
- 支援金の振込時期については、通知の送付から 3 週間程度を予定しています。
- 審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を送付します。

- 支援金については、申請書類の受付順に審査を進め、審査完了後、順次振込手続きを行います。

その他、留意事項など

- 申請内容に不備がある場合、不備の修正等を依頼します。その際は審査に時間を要するため、申請前に、本要領等により申請内容が適切かご確認ください。
- 書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等について是正に応じない場合や連絡が取れない場合、その期間が 30 日間続いたとき又は 12 月 19 日を過ぎたときは、申請が取り下げられたものとみなします。
- 町は必要に応じ、申請内容について調査する場合があります。その場合、申請者は協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 本支援金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、交付決定の取消しを行います。既に支給した支援金については返還していただきます。